

吹田市公告 第285号

路面清掃業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年5月8日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 業務名称 | 路面清掃業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市内一円 |
| 3 履行期間 | 令和7年6月2日～令和8年3月31日 |
| 4 業務種類 | 清掃（道路） |
| 5 業務概要 | 路面清掃（機械力及び人力清掃） |
| 6 予定価格 | 事後公表とする。 |
| 7 最低制限価格 | なし |
| 8 入札回数 | 2回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |
| 11 支払条件 | （1）前払い 無し
（2）部分払い 有り（期間中10回） |

12 契約不適合責任期間 無し

13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（物品等各種契約部門）に登載されており、参加希望種目が「清掃」取扱品目「道路」であること。
- (3) 休日夜間にも緊急対応が必要なことから、地域要件により、本市又は近隣市（※）に本店又は支店を持つ事業者であること。
- (4) 本市の資格者名簿（物品等各種契約部門）に登載後、1年を超えている者であること。
- (5) 路面清掃業務を申請するものにあつては、路面清掃車、散水車、ダンプトラックを保有するものであること。
なお、ダンプトラックについては、積載重量2t積み以上、荷台が着脱式でないもので、土砂等の運搬が禁止されていない（自動車車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がない）ものであること。
車両については、所有又は6ヶ月以上の長期賃貸借により入札参加資格確認申請日に使用できる状況にあることを証明できるものであること。なお、清掃業者間による賃貸借契約については車検証の使用者欄に申請者の商号又は名称があることを条件に認める。
- (6) 産業廃棄物収集・運搬の許可のうち、「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず」及び「がれき類」の全ての許可を有するものであること。
- (7) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を現場に配置できること。ただし入札参加資格確認申請日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (8) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (10) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

※ 近隣市とは、本市に接する周辺市及び周辺市の隣接する市であり、大阪市、豊中市、箕面市、茨木市、摂津市、池田市、高槻市、寝屋川市、守口市、豊能町をいう。
ただし、大阪市においては、本市に接する淀川区及び東淀川区とこれら2区に隣接する西淀川区、北区、都島区及び旭区をいう。

14 入札参加資格確認申請及び結果通知

(1) 入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認申請に係る参加資格確認結果通知先（以下「添付書類」という。）を提出（以下「入札参加申請」という。）し、本市の入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(2) 入札参加申請に必要な書類

- ① 申請書 —— 様式 1
- ② 添付書類 —— 様式 2
- ③ 誓約書 —— 様式 3
- ④ 車両の保有（賃貸借）が確認できる書類の写し、車両の写真
- ⑤ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず」及び「がれき類」の全ての許可を有するものであること。）

(3) 申請書、誓約書及び設計図書等の交付方法及び申請受付場所

ア 交付方法

吹田市土木部総務交通室ホームページからダウンロードすること。

イ 申請受付期限

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午後 5 時 3 0 分まで（土・日及び祝祭日を除く）

なお、申請書及び資料は書面にて持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 申請受付場所

大阪府吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 3 号

吹田市総合防災センター 7 階 総務交通室

(4) 入札参加資格に関する質疑

ア 下記日時に書面により持参するものとする。

イ 受付期限

令和 7 年 5 月 1 2 日（月）午後 5 時 3 0 分まで

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 3 号

吹田市総合防災センター 7 階 総務交通室

エ 回答日時

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午前 1 0 時以降

オ 吹田市土木部総務交通室ホームページに掲載する。

(5) 入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）

イ 通知方法

電子メール（添付書類（様式2）記載のアドレスへ送信）

（6）その他

- ア 事前審査は、資格者名簿への登載、登録業種、指名停止の有無を審査する。
- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。提出された申請書等は、返却しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- オ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- カ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

15 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- （1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時30分まで

イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

- （2）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和7年5月20日（火）午前9時から正午まで

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

16 設計図書等に関する質疑

- （1）質疑書（様式4）の提出方法

電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF（質疑書（様式4）については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。）とし、送信の際には必ず事前にウィルスチェックを行うこと。なお、電話等による質

疑は一切受付けない。

(2) 質疑受付期限

令和7年5月12日(月)午後5時

(3) 送信先メールアドレス

doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

(4) 回答日時

令和7年5月14日(水)午後3時以降

(5) 回答方法

吹田市土木部総務交通室ホームページに掲載する。

17 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年5月22日(木)午前10時00分(時間厳守)

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 会議室

18 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者から随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

19 入札の辞退

入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

20 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

21 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって開札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

22 入札等の延期又は中止

本件入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

23 事後審査

落札候補者に対しては、事後審査するので、以下の書類を提出すること。

(1) 提出日時

令和7年5月23日(金) 正午まで

(2) 提出場所

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

(3) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書

イ 配置予定技術者(主任技術者)の資格証の写し(実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。)

ウ 現場作業責任者及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能なもの

エ 「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず」及び「がれき類」の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(ただし、入札参加資格確認申請時に提出したものから許可証が更新されている場合のみ。)

24 落札決定の取消し

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わないものとする。

25 契約保証金の納付

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
 确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭
 和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の
 保証

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

26 問い合わせ先

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市土木部総務交通室（吹田市総合防災センター7階）

電話 06-6872-1651